

第二十八回国会
衆議院

文教委員會議録第十九号

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 榎葉 修君 理事 高村 坂彦君

理事 坂田 道太君 理事 山中 貞則君

理事 佐藤 觀次郎君

北村 徳太郎君 千葉 三郎君

渡海 元三郎君 藤尾 弘吉君

並木 芳雄君 山口 好一君

小牧 次生君 櫻井 奎夫君

鈴木 義男君 高津 正道君

辻原 弘市君 野原 覺君

平山 ヒデ君

出席國務大臣

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部事務官(大臣 齋藤 正君)

官房總務參事官 齋藤 正君

文部事務官(初等 内藤 馨三郎君)

中等教育局長 内藤 馨三郎君

文部事務官(社 福田 繁君)

会教育局長 福田 繁君

委員外の出席者

參議院議員 秋山 長造君

參議院議員 野本 品吉君

文部事務官(初 安嶋 弥君)

等中等教育局 安嶋 弥君

財務課長 石井 勘君

専門員 石井 勘君

四月二十二日

委員辻原弘市君及び山崎始男君辭任

につき、その補欠として小牧次生君

及び木下哲君が議長の名で委員に

選任された。

同月二十三日

委員木下哲君辭任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

四月十八日

著作權法の一部を改正する法律案

(參議院提出、參法第六号)

へき地教育振興法の一部を改正する

法律案(秋山長造君外二十一名提出、

參法第一六号)(予)

へき地教育振興法の一部を改正する

法律案(參議院提出、參法第一六号)

同月十九日

養護教諭必置に関する請願(五島虎

雄君紹介)(第三一三三三三)

甲西中学校体育館建設に関する請願

(今井耕君紹介)(第三二二五五五)

児童文化施設特別助成法制定に関す

る請願(加藤五郎君紹介)(第三二

五六六六)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第三二五七

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

著作權法の一部を改正する法律案

(參議院提出、參法第六号)

へき地教育振興法の一部を改正する

法律案(參議院提出、參法第一六号)

教職員の勤務評定に関する件

〇佐藤(觀)委員長代理

これより會議を開きます。

委員長が所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

委員長の所用のため欠席いたします

ので、その指名により理事の私が委員

長の職務を代行いたします。

まずへき地教育振興法の一部を改正

する法案を議題といたします。提出

者より趣旨説明を聴取いたします。參

議院議員秋山長造君。

へき地教育振興法の一部を改正す

る法律案

へき地教育振興法の一部を改正す

る法律

へき地教育振興法(昭和二十九年

法律第四十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条中「交通困難地」を「交通条

件及び」に改める。

第三条第一項に次の二号を加え、

同条第二項を削る。

四、へき地学校における教員及び

職員並びに児童及び生徒の健康

管理の適正な実施を図るため必

要な措置を講ずること。

五、へき地学校の児童及び生徒の

進学を容易にするため必要な措

置を講ずること。

第四条を次のように改める。

第四条(都道府県の任務)

都道府県は、へき地におけ

る教育の振興を図るため、当該地

方の必要に応じ、左に掲げる事務

を行う。

一、へき地における教育の特殊事

情に適した学習指導、教材、教

具等について必要な調査、研究

を行い、及び資料を整備するこ

と。

二、へき地学校に勤務する教員の

養成施設を設けること。

三、前条に規定する市町村の事務

の遂行について、市町村に対

し、適切な指導、助言又は援助

を行うこと。

都道府県は、へき地学校に勤務

する教員及び職員の定員の決定に

ついて特別の考慮を払わなければ

ならない。

都道府県は、へき地学校に勤務

する教員の研修について教員に十

分な機会を与えるように措置する

とともに研修旅費その他研修に関

し必要な経費の確保に努めなけ

ばならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(へき地手当)

第五条の二 都道府県は、条例で定

めるところにより、へき地学校に

勤務する教員及び職員に対して、

特殊勤務手当として、へき地手当

を支給しなければならない。

第五条の三 前条の規定により都道

府県が支給すべきへき地手当の月

額は、教員又は職員の給料の月額

と扶養手当の月額との合計額を基

礎とし、これにへき地手当に關す

るへき地学校の級別に応ずる支給

割合を乗じて算出するものとし、

当該級別の指定は条例で行い、当

該支給割合は、条例で定めるもの

とする。

二、へき地手当に関するへき地学校

の級別は、へき地学校の所在地の

へき地条件の程度の輕重に応じ、

一級から五級までとし、その級別

指定の基準は、文部省令で定め

る。

三、第一項の規定によるへき地手当

に關するへき地学校の級別の指定

は、前項の規定により文部省令で

定める級別指定の基準に準拠し

て、これを行わなければならない。

四、第一項の規定により条例で定め

る支給割合は、次に掲げる級別ご

との割合を基準として、これを定

めなければならない。

一級 百分の八

二級 百分の十二

三級 百分の十六

四級 百分の二十

五級 百分の二十五

第六条第一項及び第二項を次のよ

うに改める。

四、市町村が行う第三各号

に掲げる事務に要する経費(当該

経費のうち、他の法律に基き同が

負担し、又は補助する部分を除

く)について、その二分の一を補

助する。

二、国は、都道府県が行う第四各

号第一第二号に掲げる事務に要す

る経費(当該経費のうち、他の法律

に基き国が負担し、又は補助する

部分を除く)について、その二分

の一を補助する。

一、文部事務官(大臣 齋藤 正君)

官房總務參事官 齋藤 正君

文部事務官(初等 内藤 馨三郎君)

中等教育局長 内藤 馨三郎君

文部事務官(社 福田 繁君)

会教育局長 福田 繁君

委員外の出席者

參議院議員 秋山 長造君

參議院議員 野本 品吉君

文部事務官(初 安嶋 弥君)

等中等教育局 安嶋 弥君

財務課長 石井 勘君

専門員 石井 勘君

委員辻原弘市君及び山崎始男君辭任

につき、その補欠として小牧次生君

及び木下哲君が議長の名で委員に

選任された。

同月二十三日

第六案第三項中「算定基準及び補助の比率」を「及び算定基準」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この法律による改正後のへき地教育振興法第五條の二及び第五條の三の規定に基くへき地手当に関する条例（以下「条例」という。）の制定にあつては、都道府県は、当該都道府県内のへき地学校に勤務する教員及び職員のうち、条例の施行により、条例の規定によるへき地手当の月額が当該手当に相当する従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないように必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

理由

へき地教育の振興を図るため、へき地手当に関する基準を定めるとともに、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大し、かつ、補助率を二分の一とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約二億八千万円（平年度）

○秋山参議院議員 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改

正する法律案につきまして、提案者を代表いたしまして提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

へき地教育振興法は、憲法に規定されております教育の機会均等の趣旨にのっとり、僻地における教育を振興する目的をもつて積極的な対策を講ずるため、去る第十九回国会において制定されたのであります。しかるに、本法施行以来すでに四十年になんといふたしておりますにもかかわらず、僻地におきましては、小規模学校が多数を占めております関係上、依然としてその施設、設備の整備は不十分であり、しかも教職員を確保することも容易でないという現状であります。

さきに、本法成立の際、本院文部委員会は、「へき地教育に対する総合的恒久的振興策を樹立すること」の附帯決議をいたしておりますが、この決議の趣旨にかんがみ、今回、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大するとともに、僻地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当の増額、その他の措置を講じて、僻地における教育の振興をはかることが必要であると考えまして、ここにこの改正案を提出いたしました次第であります。

改正案の内容の主な点について申し上げますと、まず第一点は僻地学校の定義であります。すなわち現行法におきましては「交通困難で自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう」とあり、交通困難という大前提のもとに自然的、経済的、文化的、僻地性を形成している各要素がその条件となっておりますため、僻地学校がまず交通の困難性に

よつて決定されている現状であります。が、このことは必ずしも実態に沿わない点もありますので、僻地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させるように改めたこととございます。

第二点は、市町村の任務として、僻地学校の健康管理及び通学改善につき義務規定を設けるとともに、僻地教育の振興をはかるための事務について都道府県の任務を明確にしたこととございます。

第三点は、へき地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たにへき地手当の支給に関する規定を設けるとともに、そのへき地手当支給についての都道府県がよるべき基準を定めたこととでございます。

第四点は、市町村が行う事務に要する経費及び都道府県が行う事務のうち、へき地学校に勤務する教員の養成施設に要する経費について、国の補助率をそれぞれ二分の一と明確に規定したことでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和三十四年四月一日とし、本法施行後、都道府県がへき地手当に関する条例を制定するに当たっては、従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生じたときには、受給者に不利益な結果とならぬよう、当該条例を定めるように規定いたしました。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概略でございます。

何とぞすみやかに御審議の上御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○佐藤（観）委員長代理 次に著作権法の一部を改正する法律案を議題とした

します。提出者より趣旨説明を聴取いたします。参議院議員野本晶吉君。

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七條中「五十円以上五百円以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十八條中「三十円以上三百円以下ノ罰金」を「五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十九條中「百円以下ノ罰金」を「二万円以下ノ罰金」に改める。

第四十條中「三十円以上五百円以下ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金」に改める。

第四十二條中「百円以下ノ罰金」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第四十五條を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○野本参議院議員 ただいまから著作権法の一部を改正する法律案について、提案者を代表してその提案理由および内容について御説明申し上げます。

まず、この法律案の提案理由を御説明いたします。

戦後、外国の科学書を無断複製して、国内で販売する者が多くなりまし

た。これは、わが国の研究者や学生の間に外国書が高価なために、低廉な偽版書の需要が相当多いということにもよりますが、また一方では現行の著作権法の罰則規定が軽いことが偽版書を横行させている原因となっているのであります。しかも、この種のいわゆる海賊版は、国内の正規の出版者ではなく、不法な常習者によって秘密裏に複製頒布されているのが実状でございます。わが国における外国書の無断複製行為は、今日国際的にも非難的となつており、このためにわが国は外国の信用を大へん失つていたのであります。

ところが、著作権法の罰則規定は、明治三十二年制定当時のままであり、著作権を侵害した者は、罰金等臨時措置法によりまして、せいぜい最高二千円以下の罰金に処せられるだけでありまして、これは、現在の経済事情に照らしましてもきわめて少額であります。また、同じ知能の権利の保護を目的とする特許法、意匠法のような工業所有権法の規定や、外国の立法例と比較しましても大へん軽く、刑罰の目的を達することができないのであります。従つて、この法律案では、著作権侵害の罪に対して新たに体罰を加えるとともに、罰金の最高額を引き上げて、著作権侵害を防止し、あわせて著作権保護の目的を完全にしようとしたわけでありまして、これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、著作権法第三十七條に著作権侵害の罪に対して五十円以上五百円以下の罰金（罰金等臨時措置法より二

千円以下の罰金)を定めておりますのを二年以下の懲役または五万円以下の罰金に改めたこととあります。この規定は他人の著作物を無断で複製した場合の罪を定めております。

第二は、第三十八条に著作人格権侵害の罪に対して三十円以上三百円以下の罰金を定めておりますのを五万円以下の罰金に改めたこととあります。この規定は他人の著作物に著作者に無断で改ざん変更を加えた場合の罪を定めております。

第三は、第三十九条に住所不明示の罪に対して百円以下の罰金を定めておりますのを一万円以下の罰金に改めたこととあります。この規定は他人の著作物を利用する際に住所を明示しなかった場合の罪を定めております。

第四は、第四十条に著作人名詐称の罪に対して三十円以上五百円以下の罰金を定めておりますのを一年以下の懲役または三万円以下の罰金に改めたこととあります。この規定は自分の著作物に他人の氏名を冒用した場合の罪を定めております。

第五は、第四十二条に虚偽登録の罪に対して百円以下の罰金を定めておりますのを一万円以下の罰金に改めたこととあります。この規定は登録官庁を偽りて事実上反した登録を受けた場合の罪を定めております。

第六は、公訴の時効に関する第四十条の規定を削除したこととあります。従来、著作権侵害の罪に対する公訴の時効は、刑事訴訟法の規定によらないで、著作権法に特例を設けて二年としておりましたが、これを改めて著作権侵害の罪に対する公訴の時効も刑事訴訟法第二百五十条第五号によって三

年とするにいたしました。

第七は、第四十五条として新たに兩罰規定を設けたこととあります。これは著作権侵害に對しても、その侵害を行なった行為者を罰するほかに法人等に対しても前述の罰金を科することにしたしましたが、参議院において削除することになりましたので、原案にありました兩罰規定が取り除かれることになりました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○佐藤(觀)委員長代理 これより兩案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。高津正道君。

○高津委員 ただいまこの法案の提案理由の説明を聞いておりますと、外国から非常にやかましく言われたからこの法律を改正する、そういうことも言われるのでありますが、その通りでいいのですか。

○野本参議院議員 外国から相当苦情といいますが、が出ておりますことは御承知の通りであります。同時に私も少ししては、国内的に考えましても道義的によくないという考え方を持っておりますことを申し添えておきます。

○高津委員 外国からはどういふことを言ってきたのですか。

○福田政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、これは従前から著作権侵害について、外国の商社関係から日本との商社関係にもいろいろそういう苦情がきております。それからまた抗議というものではございませんけれども、

も、関係の国から日本政府に対して、もういったい問合せがきております。また昨秋にアメリカで開かれた第二回の著作権に関する政府間委員会におきましても、日本ばかりでなく、スペイン関係の海賊版の問題等も若干語がでてきて、それに引き続きアメリカの書物が海賊版として出るといふような事実をいろいろ調べられ、たらし、それについての問合せもあつて、とにかくそういうイギリスとかアメリカ、ドイツ等は、日本に対してそういう問合せ、あるいはまたそれに対する何らかの対策というものを従前から要請しておつたのでございます。そういう意味をただいま提案者の野本先生から申し上げたいと思います。

○高津委員 どうしてこの法案の成立をこのように急がれるのであるか。聞くところによれば、八月に著作権に関する国際会議へ出るのだと、それにこの法案を通す必要があるのだという消息を伝え聞いたことがあるのであります。が、解散になつても国会がすぐ開かれるので、それには十分間に合うと思えるのに、会期末にそんなに急いで、ほんの数十分の審議で通さねばならぬといふのはどうもふに落ちないのです。急ぐ理由が何ですか。

○野本参議院議員 ただいまの御質問ですが、実は従前から著作権を完全に保護してほしいという請願陳情等が相当いろいろ団体からあつたわけですから、一方、たまたまお話のございましたように、国際的な会議もある。私どもはもとこの種の立法は政府でやるのが適当であらうと思つておりました。

たけれども、たまたま政府におきまする著作権制度調査会等において全面的な検討をして、しかしそれが著作権法という非常に複雑な法律の全面改正に間に合ふ、そういうようなことを考えますと、外国からのそういう申し入れもあるし、かたがた以前から国内における関係各団体等からの要望等もありましたので、この際としては議員立法で処置していくことが適當である、こういうことで、あつてやつたという考え方はございません。

○高津委員 昔から国会議員は民権擁護する立場にある。政府がもし検事ならば、われわれは陪審官のような、弁護士のようないふ立場にあるもので、公共の利益を代表する立場から——これは多少民権の侵害になるかもしれないけれども、やむを得ずここに何とかしないと民事者側といふものは言うのであります。その場合に民権を大いに守ろうとするのが国会議員なんです。刑罰を重くするといふ法案を出すのに、親切に朝野両党がそれを引き受けて出すといふことは、政党とかあるいは国会議員といふような立場から見ても、ちよつとふに落ちないように私には思えるのですが、その点についてはどうですか。

○野本参議院議員 民権保護といふことはむろんわれわれに課せられました大事な事柄であらうとは思いますが、われども、先ほど申しましたように、われわれの著作権を保護してほしいという要望にこたへることも、私どもはやはり民権保護の一部ではないか、そういうふうにかえておられます。

○高津委員 たまたまこの法案が参議院に提出された日に、最高裁において例のチャレイ夫人の恋人の翻訳書を偽作版として、すなわち海賊版として判決を下した。この判決によつてこの程度のことは十分防止できる道が新たに開かれたのだ、こうわれわれは解釈するのでありますが、それがあればこのようなことは必要ないのじゃないか、この点に對するお考えを承わりたいのです。

○野本参議院議員 ただいまの点につきましては、私も一応考えてはみたのでありますけれども、文部省その他の関係方面の意見をただし、またと異なるものがあるといふことが納得できておるわけで、その点につきましては別な方から詳細に説明していただきたいと思つております。

○福田政府委員 ただいまの点でございますが、私から補足して申し上げたいと思つております。

ただいまおあげになりましたチャレイ夫人の恋人の偽本に関する判決でございますが、この事件の概要と申しますのは、昭和二十五年ごろ岐阜で起りました問題でございますが、岐阜市に在住しております方が小山書店発行の例のチャレイ夫人の恋人といふ伊藤さんの訳されたものの偽本を印刷いたしました、販売しようとして、わいせつ文書所持並びに不正競争防止法によつて起訴されまして、懲役の刑に処せられた、こういうような事件でございます。これをたまたまお話のございました点から調べてみますと、この不正競争防止法と申しますのは、御存じの通り、不正の競争を目的として、他人の商品と同一ないし類似の表示を使用して他人の商品と混

同を生ぜしめるといふような行為を防止するといふのが目的でございます。また、営業を保護することがこの法律の目的だと考えております。従つて、大きな観点から申しますと、この不正競争防止法は、むだ、不正を防止して、一般の取引の安全を保護するといふことが主眼でございます。著作権を保護するいわゆる著作権法の成立の目的あるいは著作権法の目的とは内容が異なつておるものと私は考へております。従つて、不正競争防止法の規定を見ますと、日本国内において広く一般に認識せられてゐるところのものでなければならぬといふような、いろいろ条件がございますが、そういうことが一つの条件になつております。従つてチャタレイ夫人の恋人といふこの偽本の問題に關しましては、これは国内におきましても相當広く認識せられておるものでございます。そういう点からこの不正競争防止法の適用があつたのであらうと考へますが、御承知のように一般の海賊版と申しますのは、外国におきまして出たばかりの科学書等をすぐさま輸入いたしまして、これを内密に複製するといふのが通例でありまして、必ずしも一般に広く国内に周知されてゐるものを対象とするといふものでもございません。従つて、たまたま不正競争防止法にひつかりましたこの問題はもちろん著作権の問題とは別個の問題であります。この法律でもつて今申し上げましたような判決が出たから、著作権侵害に対する措置としてのこゝういふ改正は必要でなからうといふような御意見のようにも伺ひましたけれども、必ずしもそう考へておりません。たまたまこゝうい

うことで広く周知されてゐる商品についてそういう判決がありましても、一般の海賊版と申しますのは、周知されてゐない科学書をほとんど対象にいたしてありますので、そういう点から申しまして、こゝういふ改正も必要であるといふように考へるのでございます。以上が私の補足であります。

○高津委員 チャタレイ夫人の恋人の場合は相當大に知られておるが、この洋書の海賊版の場合はその点が違ひ、こゝういふ御説明だと承つたのであります。が、よく知られておることも、国内において日本人の半数が知つておるとか、そういうことを要件としなないといふのが定説なんではないですか。言ひかえるならば、相當範圍説といふものがあつて、それをよく知られておるといふやつておる輸入業者があり、こゝうしてまたそれを必要とする専門家がゐる。その間に知られておる本であれば、何万部という本でもないのではありません。それはすなわち相當広く知られておるもの、こゝういふことになるので、最高裁の判決といふものは、海賊版にもびたつと当てはまるものだと思われませんが、その点はどうですか。

○福田政府委員 ただいまの問題でございまして、これは「広く認識せらるる」といふ文言の解釈の問題になると思ひますが、要するにこの不正競争防止法が営業の安全、不正競争を防止して取引の安全をはからうといふ趣旨でございまして、その解釈はむしろ裁判所の解釈にまかせるのが適當と思ひますけれども、御存じのように不正競争防止法の第一条には、いろいろの要件が書いてありまして、本法施行ノ地

域内ニ於テ広く認識せらるる他人ノ氏名、商号、商標、商品の容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ表示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、配布若ハ輸出シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為」といふようないろいろ長たらしい制限があるようでございます。こゝういふ条件がございまして、たまたまこゝういふ一つの例がこの不正競争防止法の禁ずるところに該當いたすといひましたけれども、こゝういふ海賊版の防止のための改正措置が必要でないといふように考へられないのであります。なお、この判例を見ましても、偽本といふことになつておりました。この偽本といふのは内容、装丁、奥付等を似せた本といふような意味に私どもは解しておるのであります。従つて直接には著作権侵害のことをいっているのではない、こゝういふように考へておりますので、先ほど先生のおあげになりました「広く認識せらるる」といふような商品の解釈の問題もございすけれども、判例そのものは偽本といふことになつておるのでございます。

○高津委員 私には法律的な専門的素養があるわけでもないし、そのために了承できないのかもしれないけれども、著作権法は明治三十二年の制定にかゝるもので、不備が非常に多いといふ評判の法律であります。これは外国の会議へ出るために急にこの改正だけをやるというのでは、また何回も修復を要すといふことになるのであります。政府はなぜこれを全面的改正、きちんと整つたものにするように政府として企てなかつたか、この点を伺ひます。

○福田政府委員 ごもつともな御質問だと思ひますが、政府といたしましては、御存じのように、文部大臣の諮問機関として著作権制度調査会というものを置いてあります。この著作権法の規定が、今おっしゃいましたように、明治三十二年にできまして、非常に古いものでございますので、時代の進歩と申しますか、こゝういふ面に適用しない幾多の問題があることは御承知の通りであります。従つてこゝういふ点をいろいろ検討して、今後相當の個所について改正しなければならぬといふことで、今申しました著作権制度調査会におきまして改正を研究いたしておるわけであります。しかしながらこの著作権法の改正は、事態改正につきましまして非常にめんどろな問題がたゞきましまして数年をかけておるといふようなこともございまして、あまり全面的な改正を極々にやるべきではあるまいといふような、非常に慎重な扱いをいたしておるわけであります。従つていろいろ問題はございすけれども、政府としては十分これを研究いたしまして、その著作権制度調査会等において成案を得ました暁において、十分改正の措置をとりたい、こゝういふように慎重を期しておる次第でございす。

○高津委員 政府はこれは改正するための研究を今続けておる、著作権制度調査会の議にも付しておる、こゝういふお答えであります。民間の關係団体も意見を徴する、そして政府の意見をも徴する、あるいは第三者の意見をも徴する、こゝういふような方法で研究をする用意はないですか。

○福田政府委員 ただいま私が申し上げました著作権制度調査会の組織でございますが、これは現在四十二名の委員をもつて構成しておる調査会でございまして、このうちの過半数は民間の団体の關係者でございす。各種の著作権に關係のある団体から代表を送つてもらつておりました。この会で調査審議をするわけでございすので、従つて私どもとしましてはこの会で結論を得ますれば、大体現在の民間における有力な著作権に關係する団体の意見は大体聞き得るのではないかと、こゝういふうに考へております。民間の意見を聞いて改正の案を作るといふことは申すまでもございせん。私もとしましてはできるだけこゝういふ方向で進めたいと考へております。

○高津委員 参議院の連記録を不勉強でまだ読んでおりませんが、第四十五條として新たに罰則規定を原案には設けておられたのに、その罰則規定を参議院で削られた理由をもう少し詳しく承りたいと思ひます。

○野本参議院議員 実はこの問題につきましては、相當慎重に考へた上での案を作つたわけであります。さらに審議の途上におきまして、このようないふ新しい考へ方を導入することについては、さらに著作権法の全面的な改正との関連において慎重に考へる必要があるのではないかと、こゝういふことは、一応それを取りまして、いふやうな海賊版等の防止に相當の効果を期待することができるとあらう、こゝういふ判断の上に種々検討の結果罰則規定を削除したわけでございす。

○高津委員 私の質問はこれでけつております。

○佐藤(親)委員長代理 辻原弘市君。

○辻原委員 へき地教育振興法の一部改正について、提案者というよりも、むしろ文部省の側に少しお聞きをいたしておきたいと思ひます。参議院の与野党が共同して出されましたこの改正法律案の内容は、われわれ全く賛成であります。と申しますのは、従来全国的に見ましたときに、僻地のケースには三つのケースがあるというのをいわれております。その一つは平面的な交通の距離関係から、いわゆる一般に僻地であるが、それと対応して、特に本州の中におきまして、立体的な関係での交通不便な僻地というものがある。これが中国、四国あるいは東海地方、関東、こういう比較的日本全体として便利だといわれている地方における僻地の様相でありまして、この点についての問題。それから一つは、四国、瀬戸内海沿岸あるいは九州沿岸、こういうところに多い島嶼であります。こういった三つの問題を考えますときに、現行のいわゆる僻地振興法の地域の指定の問題はいろいろ欠陥があるのでありまして、總じていえば、平面的な形においてしかその地域指定がやられていないというところに、実情に合わない点が今日まで多々あったのであります。従いまして、私はこの僻地を指定するという問題に關する限り、少くともこの法律は非常に進歩している、具体的に現状にマッチするような形において作られているということが言えると思ひるのであります。それが交通条件を特に並列的に加味した理由だと思ひのであります。ただそこで、これは経過規定に法律上書かれておりますが、問題は文部省で

作られるいわゆる僻地指定基準、これは長い間いろいろ検討されたと思うのであります。まあ大まかに交通の距離を測定し、あるいは官公署の位置と学校との距離を基礎にしたり、いろいろやっておりますけれども、すべてそれらのものは、平面的な形においての僻地の基準にしかならなかったと思うのであります。従って今般この法律が成立後に、文部省の手によつてなされる僻地指定の基準というものは、その作りようによつては、せつかくの法律も実際の僻地学校に効果が及ばないという懸念もここに生まれてくるわけでありまして、どういふような配慮でその僻地基準を作るのか、この点を若干伺つておきたいと思ひます。特にその中で私が伺つておきたいのは、もし現状で全国的な僻地の基準を作るとするならば、先ほども私が申しましたように、地域によつては当然僻地と考えられるところがあるがその基準に入つてこないというふうな心配もあつたがために、文部省が今まで作つておりました僻地基準のいろいろな案に対して、全国の僻地がござつて賛成するという態度に出なかつた原因になつておられるのであります。そういう立場からいいますと、今回の法律はあくまでも都道府県に支給する、それに対して國が補助するという建前をとつておられます。建前ははつきりしておるのであります。しかし基準は文部省が作られる以上、われわれはその基準を作られることに至大の関心を払つております。そういう点で、現在の都道府県の実情から、それぞれ独自の僻地を指定いたしております。そういうものと、今後文部省で作るこの僻地基準との間に、

相当のギャップが生まれては、やはり問題であらうと思ひますので、そういう実情を十分加味した上で僻地基準を作られる、そういう配慮があるか。それからいふ一つは、非常に事ここかなそういう基準を作るのか。それともミニマムな形で、都道府県の自主的な判断にゆだねるという形においてこの基準を作られるのか、そのいずれを文部省としては選ばれるのか。そういう方向について伺つておきたいと思ひます。

○安嶋説明員 僻地基準の問題でござりますが、辻原先生からお話しのありました通り、現在各府県で行われております僻地の指定基準は、かつての大蔵省の給与局長通達に準拠しているところが多いわけでありまして。一昨年の七月人事院が新たに僻地の指定基準を作つたわけでありまして。これも学校を特に考慮して作られておりませんために、経済的文化的な条件等を考慮する点において相当欠けているのではなからうかというふうにも考へておられるのであります。文部省はここ数年來、学校に適當な僻地の指定基準を作りたいと考へまして、鋭意検討を續けてきておるわけでありまして、いまだに結論を得ておりません。ただ今後の方向といたしましては、御指摘の通り特に経済的、文化的な条件に重点を置いた僻地の基準を制定したいというふうな考へております。

それからもう一つ、人事院の基準をそのまま公立学校に適用いたしますと、全体の約三割ないし四割が僻地学校ではなくなるといふような結果になるわけでありまして。そういう点も十分考へていたしまして、現状に即するような僻地基準を検討していきたい、というふうな考へております。

それからもう一つ、きわめて大まかな基準を作るか、それとも詳細な基準を作るかというお話であります。これは今後検討してみなければ、どういふものになるか、わからないのであります。

○辻原委員 私が心配する点は、この経過規定のところを配慮されておるものと現在の指定基準とのギャップ、それからそれらに続く、いわゆる僻地学校をこの法律によつて救済していかなければならぬという建前のときに、先ほど前提として申し上げた三つのケースがあるにかかわらず、それに対して全国的な事ここまかなものを作つたときには、どうしても現状と合わないような点が出てくるので、でき得れば作るのはこの形というものは、中央においては、これはミニマムな形での方向を示して、都道府県において十分その趣旨が生かされ得るよう、そういう形のものに適切ではないか、というふうな考へるので、私は一応これを意見として申し上げておきたいと思ひます。

それから第二の問題は、一つこれは提案者にも伺つておきたいと思ひるのであります。相当地、今までの僻地に対する振興の具体策というものがこの法律の中に盛り込まれておるのであります。特に手当が従来の定額制から率制に改まつたといふことは画期的なことであつて、これこそ私は、おそらく僻地学校の教職員の待遇改善に大いに資するだらうと思ひます。同時にいま一つの問題は、これはあまり表面には出ておりませんが、私はかねがね考へておるのですが、やはり一つの問題

的な優遇策として、直接の給与の問題があり、それから住宅の確保といったような問題もありますが、いま一つは、教員に対する恩給加算等の問題も一つの方法であらうと思つており。そういう点について今回これを考へておられないのであります。けれども、これはそういう考へをされるお考えをお持ちになつておつたかどうか。僻地に対するいわゆる恩給加算、そういう問題についてどういふふうにお考えになつておるか、この点を承りたいと思ひます。

○秋山参議院議員 ただいまの恩給の問題につきましては考慮したことは事実であります。ただし恩給法の関係はなかなかめんどろな関係がからんで参りまして、とても時期的に、結論を出してすつきり切り切つて法案へ盛り込むという余裕がございませんので、その点は一切省略をして、そして今提案をいたしておりますような点だけにまとめしたのであります。今後の問題としては、やはり僻地学校の教育の振興という大前提がありますので、十分研究をしてみることがあるというところは、提案者の考へであります。

○辻原委員 今の点で文部省の意見を伺ひたい。

○安嶋説明員 僻地の恩給加算の問題でございますが、これは十分今後検討したいと思つております。ただ従来の経過から申しますと、御承知の通り恩給法に僻地加算の規定はかつてはあつたわけでございます。それが削除されて、僻地勤務の特例として申します。そういうものは特殊勤務手当で考慮するのが現行の給与制度のようでありま

す。そういった従来の経過を考えますと、必ずしも容易な問題とは考えておりませんが、文部省といましては、十分検討したいというふうな考えでおります。

○辻原委員 次の点は、僻地教員に対する特別な考慮という内容であります。これは先般来からの教員の定数確保に関する法律等でも問題になりましたけれども、やはり僻地における教職員の確保というものは、これは特に僻地振興の上では重要な問題でありますので、本来ならば抽象的ではなしに、具体的に規定していくのがほんとうだろうと思うのですけれども、ここでは振興法ということで、ただ考慮、配慮という精神規定が置かれていた程度であります。しかしその内容を明確にしておく必要があると思ひますので、

どういふ点に特別な考慮を払うか。たとえば定数基準の法律によつて、一応の各都道府県が定められる。その場合に、各都道府県が配当する際に、たゞその指定された僻地に対して、特別な教員をワケ外ならワケ外で配当していくというふうな形で進めていくのか、それとも養護教員あるいは事務職員、こういうものを特に僻地においては別ワケとして、それを規定するような方向に同化させていくような方向に持っていくのか。そういう点については、一体提案者としてはどういふふうにお考えになっておりますか。また文部省としては、行政指導としてどういふふうな方法をおとりになるのか。有名無実にとどまらないうちに、この機会に少し内容をはっきりさせておいた方がいいんじゃないか。

○秋山参議院議員 ただいまの点につ

きましては、これはなほだ不十分ではありますけれども、第四条の一項の二号の「へき地学校に勤務する教員の養成施設」この養成施設について、その経費の二分の一を国が補助するといふように、はつきり補助率を明確に規定するなどの配慮はしたわけですが、ただ、ただいまおっしゃる通りに、それと具体的に、教員の数をどう配当するかというものは、この僻地の法案には盛り込めなかったわけですが、けれども、それらの点については、今後文部当局において十分考慮されることを期待をしておるわけでありす。

○安嶋説明員 僻地学校の教員の定数でございますが、これは概して申し上げることは、小規模学校の教員の定数と申し上げることができると思ひます。小規模学校に對します教員の配当につきましては、先般御審議いただきました教員の定数基準におきまして、五学級以下の学校に對して、政令で定める数に特別に加えるように措置いたしております。そういう形で、小規模学校に對する教員の加算を考えていきたいというふうな考えております。

それから各都道府県におきましては、定数の実上の配当でございますが、御承知の通り定数基準によつて算定されます標準定数は、都道府県全体の標準定数でありまして、個々の学校に對する配当をこの配当をこの法律は義務づけているわけではございません。従ひまして、各都道府県におかれましては、当該都道府県の学級規模、その学校数の実態等を十分考慮して、この振興法の趣旨に沿うような配当が現実になされることを期待いたしております。

なお特に小規模学校が多いというよう

な府県におきましては、この標準定数自体は標準でございますので、そういう小規模学校が多いという実態を十分念頭に置いて、現実の各都道府県の定数が決定されるように期待いたしております。

○辻原委員 この機会に私はその点についての意見をちょっと申し上げておきたいと思ひます。定数確保に關する法律がでない以前なら、私は都道府県に對して懸念する精神規定というものは、かなり効果が實際にあるだろうと思ひます。しかし今安嶋さんの説明のように、五学級以下の小規模学校に對して一名加算していくという、国としての予算のとおり方がきめられたわけですね。その上に立つて今度は都道府県にこうやれといふ、都道府県としてはその基準によつて教員を個々に配当していく。そして極端に言えば、小規模に對する国からの財源としての余剰定員というものは、五学級以下の小規模学校に對するものだ。そうするとこの一つの懸念規定によつて、都道府県がそれじゃやりますという範囲のものは、極端に言えば、簡単にいへば、その範囲のものだけということになる。私は、僻地のものをそれだけに期待をするのじゃなしに、たとえばもっと幅広く、養護教員とか事務職員、こういうものまでも期待しているわけですね。ところが實際このものを作つたら果してそういうことが都道府県において可能になるかといへば、これは必ずしもそうはならぬと思ひます。だからこの法律と同時に、むしろ将来においては都道府県において、その僻地学校のあれが全般的にもっと考慮でき

るようにするために、そういう僻地学校全般についてのいふゆる定員というものについて、いふゆるの考慮を国として払ふ必要があるということでありす。だからこのことを私は将来にわたつて、提案者もお考えをいたしたい。そうでなければ、都道府県としてはいわゆる小規模学校に對する定員一名をもつて振り回すということになれば、その現状と変らない定員についての配当の結果が出てくるのじゃないか、こういうふうな心配をするわけでありす。地方としては、国で法律をきめた以上、その範囲のものが定員だとしてがんばると思ひます。それ以上のもは、都道府県としてはなかなか予算上計上しないというのが実情だろうと思ひます。そういう点では非常に窮屈な形に實際はなる。これを一つ提案者も文部省も考えられて、将来僻地の問題は都道府県に懸念するだけでなく、国みずからいふ少く範囲を広めた形において、定員の確保に努めるようにお考えをいただきたいと思ひます。提案者からその点についてちょっと聞いておきたいと思ひます。

○秋山参議院議員 ただいまの御意見は、これは私も全く賛成でございます。まして、できることならば、ただ行政措置にまかせるといふことでなしに、おっしゃるような点を具体的に、近い将来においてさらに十分検討の上、法案に盛り込んでいきたい、こういう熱意を持っております。

○佐藤(觀)委員長代理 高村坂彦君。○高村委員 へき地教育振興法の一部を改正する法律案、これは大体前進でございますが、今委員長からもお答えになりました教員の定数基準の問題、

これについて一応法律が通りました。ところがやはり僻地は特別な考慮をしないと、特に養護教諭のごときはかけ持ちということが、離島なんかできないところがあるのです。そういうところでは特別に法律の規定を待つて初めす。そういう意味において、この法案は若干の欠陥があると思ひます。一歩前進の必要があるのじゃないかと思ひます。で、この法案で私ちょっと考えましたのは、附則は三十四年の四月一日からということになっておりますが、これは予算を来年度の予算に編成したからだと思いますが、大体どのくらいの予算がこの法案で実施されると一年間に要るか、その点を提案者からまず聞いてみたいと思ひます。

○秋山参議院議員 ただいまの点は、法案の最後のページに所要経費として書いてありますように、約二億八千万円、これはもうほんとにおおよそ二億八千万円でありす。

○高村委員 実は、僻地に勤める先生方のこうした特別手当を出すということとは、われわれも賛成であります。しかし、これは僻地の教育を振興するという上からありますが、実は僻地に勤務している者は教員だけではないわけですね。たとえば警察官もありましようし、その他地方公務員などいろいろあると思ひますが、そういうものとの関連において研究されましたかどうか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○秋山参議院議員 こういう給与の關係は、特に他との均衡というふうなことが一番問題になると思ひまして、い

ろいろ他との均衡の点を研究いたしました。現在のところ三十一年度から人事院でやっております国家公務員の隔遠地手当というのが一応基準になっておるようであります。確かにそれとの均衡を考へる場合、この法案に書いておられます歩率は少し高いわけです。高いわけですけれども、教育という特殊な職務内容を持った、しかもいろいろな面で僻地の教育が突き当つておる、いろいろな障害等を考えました場合に、どうしても従来から一歩前進させなければ、この問題の解決の糸口はつかめないという結論に達しまして、あえてごらんのような歩率を決定したわけでありませう。

○高村委員 私も今日の僻地の教育の現状から、何らかの措置をやるべきだということとはよくわかる。それについては賛成でございますが、しかしやはり他の公務員との関係——私もある程度この特別手当を出すことにいたしますと、当然これは他の警察官なり公務員に響いてくると思う。そうなりますと地方財政計画なんかに、これは大きく響いてくる。そういうものがどのくらいに一体なってくるかということ、ある程度輪郭がつかめないといふと、ちょっと冒険のような気がするわけですね。従つてこの施行期日が、昭和三十四年の四月一日からということでございますから、何も今日そう急いでこれを提出されなくても、もう少しそういう点も含めて、また先ほど話がありましたが、教員定数の問題も、僻地については特別な法律を作つて、ああいっただい一般の基準でなしに考慮する必要があるのではないかと、こういう点も考へるのですが、そういう点をさらに慎重に

総合的に研究してみた方がいいんじゃないかというようにも考へるのです。うが、これに對して提案者はどういうようにお考えになりますか。

○秋山参議院議員 実はこれには従来相当長期間の経緯がありまして、決して早々の間に、とりあえず立案して提案をしたというところではないのであります。まして、参議院の文教委員会の方でも、昨年の二十六国会當時から、各派の間で寄り寄り僻地教育というものの重大性にかんがみまして、研究を続けてきたわけでありませう。確かに今おっしゃる通りに、他の公務員等との均衡を十分考へ、またその見直し等を考えた上で、来年になつて提案してもいいのじゃないかというお話も一理はあると思ひますけれども、ただこの法律を施行するためには、相当の事務的な準備は行政的な準備が必要だと思ひます。現に文部当局の見解もいろいろ聞いて参りましたけれども、やはり相当期間の調査なりあるいは準備というものがどうしても必要だ、でございませうから、なるほど施行期日は来年の四月一日になつておりますけれども、来年の四月からこの法律を確実に生かしていくためには、やはり今から見直しをつけて、十分な準備をして、やうと間に合うくらいは見当にちやうどなるようでございますので、今回ぜひとも成立をさしていただきたいというように考へております。

○高村委員 提案者のお気持はよくわかりました。私は若干今申しましたような点について疑問が残るわけですね。特に教員定数というものが、一般基準より、離島とかあるいはごく僻地なんかにあつた——ことに養護教諭なん

かそれが必要な気がするわけですが、あまりに会期が押し迫つておりますから、それでなければゆっくり研究して修正ということもできませんけれども、やはりあまりとらわれなくて、一つもやうべん検討してみたいというお考えになつてもいいんじゃないかと考へておられます。これは御相談するとして、それから今の実施に對して非常準備がある。これは御説の通りだと思ひます。従つて実施については、大体こういうことを来年からやろうというある程度心がまえができれば、法律はできなくとも、文部省としては事務的に進めていかなければならぬ。もちろんこれは来年の予算に組まないと実施できぬものですから、予算に組んでもらわなければならぬ。提案者のお気持は十分わかりましたが、若干私にこゝにまだどうしてこの差し迫つた国会において、これを無理やり通さなければならぬというほどの緊急性がどうも納得いかないような気がするわけですね。

○秋山参議院議員 先ほども言いましたように、私も昨年来非常に各派の間で熱意を持って準備を進めて参りましたいきさつもあり、また先ほど申しましたように、これを来年の四月からやるために、この一年間徹底的な僻地の再調査といひますか、徹底的な調査等も行なつた上で、万全の態勢を整えて四月一日から実施に移したいという考へも持つておるわけで、なお全国多数の僻地関係者からも、これは衆参両院に對してでございますが、一日もすみやかにと申すことで、非常な強い要望がきておるわけでもありますし、かに施行期日が来年の四月になつたと

しても、では今法律を作つても仕方ないんじゃないかということには私はならないと思つておりますので、期限は先であるにしても、この際この法律を成立させていただくことが、やはり全国の僻地関係者の多年の要望にこたへる点であり、それからまた地方の府県なり市町村なんかに対しまして、来年からこうなるんだという僻地教育の振興に對する一つの心がまえといひますか、準備といひますか、そういうものを与えることにもなるわけでございます。まして、ぜひその点御了解いただいて、この際成立させていただくたいとお願ひ申し上げる次第でございませう。

○高村委員 もう質問は大體終ります。実は地方行政の方でもこの法案についてはやはりいろいろ意見があるようです。日にちがあれば合同審査でもしたいというようなこともあるわけですね、これは取扱い等もございませう。これはなかなかむずかしい問題があるかと思ひます。私の質問はこれで終ります。

○坂田委員 ちょっと関連して。簡単に提案者にお尋ねしたいと思ひますが、この法案の第一点に、僻地学校の概念についての改正を行なつておられるように承知しておりますが、これをもう少し詳しくお話し願ひたい。

○秋山参議院議員 この点は御承知の通り、今の現行法では「交通困難で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない」云々というところで、この交通困難といふことがまず前提になりまして、そしてその上にさらに「自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない」という非常に狭い規定になつておるの

です。ところが必ずしも全国の僻地の実態を考へてみました場合、たとえば形式的にバスの停留所から遠いとか近いとか、あるいは駅から遠いとか近いとかいうような形式的な交通条件だけでなしに、かりに直線距離にすれば、駅なりあるいはバスの停留所からは遠くはないにしても、その他の自然的、経済的あるいは一般的な社会通念から考へて非常に恵まれない僻地というものが多々存在しておるわけですね。特に教育という角度から見ると、地理的な僻地であると同時に教育的な僻地ということが確かにあると思ひます。そういう点も十分拾ひ上げて救つていきますためには、どうも現行法のこの文言では非常に狭ま過ぎるような気がいたします。その点を——交通条件を無視するわけでは決してございませう。これは確かに僻地という以上は交通条件というものが重大な要素にはなりますけれども、しかしそれと並びましてやはり他の条件というものが十分考慮されていんじやないかということ、こういう書き方をしたわけでありませう。

○坂田委員 提案者のお気持は非常にわかるんですが、いわば教育的僻地というものが私は非常に大切だと思ひます。われわれが、き地教育振興法といふものを作つた趣旨もそこにある。ところが現行法においてそれを解決できない。しかし今度の改正案でどういう教育的僻地、たとえば小規模複式学校とかいろいろの恵まれない小規模学校がこの法案で解決できるかどうか、あるいはまたそういうものは残されるのではないかと、この疑いを実は持つていらるんですが、その点を。

○秋山参議院議員 その点は私といたしまして、ただ単にこの第二条の法文を書きかえただけで、今まで漏れてきたものが全部救われるとも思ひませんけれども、しかしこういう書き方に變れば、これはあとの僻地指定の場合に、文部当局で省令を作られたりなんかする場合に、私どもの提案の趣旨を十分勘案されて、従来とはまた違った新しい角度でこの僻地の指定等も行われるという、文部当局の理解等も良識を強く期待しているわけであります。

○坂田委員 せっかく法案を作つて僻地教育振興ということをやられる以上は、やはり文部省だけにたよらないで、あるいは期待をかけないで、法律の中に何とかうたいようはないものかというふうに思うのですが、われわれとしましてはそういうような点を考えて、もう少し総合的なことで予算の裏づけ等もやる、あるいは文部当局とも具体案を練つて、あるいは地方行政との関係もございしますので、その辺のところも十分考えた上で一つやたらどうか。今そう急いでやる必要はないのではないかと、あるいはまた、実は高村さんあたりとも相談をしているような状況なんです、何かその辺のところ、もう少し具体的に教育的僻地というものを含めるような御工夫というものはできないものでございまいしょうか。

○秋山参議院議員 その点は正直に申し上げますが、今ごろんのような文言にまとまるまでにいろいろいきさつがあつたわけですが、提案者といつたしましては、これはこの際同じ改正をやるならば、ここでやつて、またこの次にや

るといふような小刻みな改正でなしに抜本的な思い切つた改正をやつて、僻地関係者が二度とこういう問題について国会に押しかけてくる必要のないくらいなことをやりたいという気持で、条文なんかについてもいろいろ書き方をしてみたいんです。だけれども、今おっしゃる通りに、あまり抜本的と申しますか、徹底したことをやろうとすれば、それだけ範囲が広がる、そうするとまた経費に響いてくる、あまり難かしてはまたちよつと別の面で困るというふうないろんな要素が出てきます、結局煮詰めたところ、今ここに提案しておりますようなきわめて抽象的と申しますか、相当不十分なようなところに落ちついたわけですから、これも、これが三派で睨み合はせしめた結果を煮詰めた結論なので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○坂田委員 御苦心のほどはよくわかるわけなんです、この僻地の概念が、いわばそこに通つておられる先生といふものを重点的に対象として考えていくか、あるいはそこへ集まつて来る児童生徒といふものを対象として考えていくか、あるいはまた両方考えているという考え方ももちろんありましようけれども、この点はどういふふうにお考えなのか。

○秋山参議院議員 この点はもう申し上げるまでもなく両方考えております。特に職員の場合は勤務地手当の問題がありますので、法案の中でも何か職員のことだけを大きくウェイトを持つておるような感じを与えますけれども、決してそういう考え方はございませぬので、たとえば第三条のところにありますように、児童生徒の健康管

理だとかあるいは通学を容易にするためのスクール・バスだとか、スクール・ボートだとかいうようなことも十分考え合せて、改正案を作り上げたわけであります。

○坂田委員 僻地教育の振興をやる場合において、またその恵まれない僻地における子供たちを、ほかの地区の教育と機会均等を与えるような意味において、何が一番大事かといへば、やはりいい先生に僻地に行つてもらふ、こういうことが一番大事で、その行つてもあるいはその先生方の住宅であるとか、そういうことをやることも非常に大切なことだと思ひますけれども、同時にやはり生徒、児童に対する配慮といふものが、私は非常に必要じゃないかというふうに考えるわけなんです、その点をよくお考えをいただきたいと思ひます、文部当局でその辺のところについて、何かこの法案に関連して御意見があれば承つておきたいと思ひます。

○安嶋説明員 御指摘の点は、私どもといたしましては、昭和三十三年度予算要求の際には要求いたしましたので、それまで二年にわたつて要求をいたしております。三十三年度予算にスクール・バス、ボートを要求をいたしましたのは、実際に要望をとつてみますと、その要望が必ずしも多くないというふうな事情があつたからでございます。

それから児童生徒の福利厚生の問題でございますが、これは学校の保健設備の充実といったようなことで従来考

えております。将来ともさらに検討してその充実をはかりたいというふうに考えております。

○坂田委員 先ほど提案者にお聞きいたしましたことについて、この法案が通過して、そしてその救われない、いわば教育的僻地というような学校がどれくらいあるのか、そういうところを一つお話しただきたいと思ひます。

○安嶋説明員 ちよつと数字を手元に持ち合せておりませんが、僻地手当は単級学校のうちの六六%に支給されてございまして、従いまして残りの三四%は僻地以外の地域に存在するわけでございまして、この法律は僻地における教育を振興するということを趣旨としておるわけでございます。僻地以外の坂田先生がおっしゃいますところの教育的な僻地と申しますか、その単級学校に對しましてはこの法律は及ばないわけでございます。

○坂田委員 その点が実は私はやはり僻地教育振興ということを出す以上は非常に問題であつて、それをかかえていかなければほんとうの僻地振興にならないのではないかと、この点についてはいまだ提案者もお考えになつておると思ひますし、文部当局においてももう少し考えていただかなければならない点じゃないかというふうに思うのですが、それについて、今後のことでも何もう文部当局意見がございませぬか。

○安嶋説明員 これは文部当局としての考えと申しますより、財務課長としての考えでございますが、何と申しましても教員に対する手当の支給ということが大事かと考えております。現在

単級学校に對しましては大休単級手当が支給されております。国の予算単価といたしましては千二百円でございまして、實際千二百円まで支給している府県は少いようでございます。それから複式學級に對する手当でございますが、これにつきましては必ずしも十分複式手当が支給せられておらないようでございます。こういう点さらに今後検討する必要があるのではないかと、いふふうにお考えをしております。

○坂田委員 最後にお伺ひしておきたいのですけれども、そういういわゆる僻地という概念で規定するから、それにあつた教育的僻地といふものを考慮しないがために、同じ僻地の概念で、たとえば警察官とかその他の地方公務員と同様なことを考えなければならぬので、そうじゃないのだといふ一つのことを文部当局として打ち出せば、それとは別個な、もちろんそれらの警察官あるいはその他の公務員といふようなものも考えなければならぬ僻地の先生に對する手当をやるといふようなことも出てくるのではないかと、いふふうにお考えのようですが、いかがでございますか。

○安嶋説明員 教員に對します僻地手当を一般公務員と違へた率で支給するということになりまして、これはやはり教員が生活するその場所の不便さとして、僻地における教育の特殊性といふものを特に考えないと、そのところはなかなか説明がつきにくいんじゃないかというふうにお考えをしております。僻地教育の特殊性と申しますと、一つには単級教育の特殊性という問題がある

午後零時三十九分休憩

午後零時五十九分開議

文教行政に関し調査を進めます。質疑の通告があります。順次これを許します。野原覺君。

ます。
野原覺君。

○野原委員 文部大臣にお尋ねをした
いと思いますが、教職員勤務評定の
問題は、まことに遺憾ながら最悪の事
態に突入して参ったと思うのでありま
す。大臣も御承知のように、本日は東京
都の教職員諸君が勤務評定反対のため

に重大な決意をもって職場集会その他を行なつておるようでございますが、これらの事態に対して、文部大臣としてはどのような御所見を持っておられますか。率直なところをお聞きたいと思うのであります。

○松永国務大臣　実はこの問題については、こうした事態に陥らないように何とか善処したいと心得まして、きょうはこの国会の委員会でいろいろな質問に答えて済ますまいなや、すぐ飛び出しまして、これは率直に申し上げま

し合いを重ねてきた。どうしてもこの

れを断行する。しかし断行した後

おいて、その内容等についてはまだ話し合う余地があらうというようなことも、ちらちらいろいろな面から聞きました。それで、まあここまで来た以上は仕方がないけれども、まだ期日もあ

は仕方がないけ

ることですから、要するに九月に実施するということです。それまでの間にはもっと何とか方法ができやせぬかというふうに加え、さらに努力も続けていくというつもりで、私は覚悟いたしております。

○野原委員 文部大臣が昨夜来からこの事態を何とかして円満に収拾したい、そういう誠意を持たれて努力されたというたゞいまのお答えでございします。その御努力はされたであります。その御努力を文部しょうが、一体どういう御努力を文部

大臣がされたのか、何とか善処したいというその善処の内容です。それはどういうことをお考えになられてあちらこちら御奔走になられたのか、承わりたいのです。

○松永国務大臣 これは御承知の通り

したりなんかするようになる

うことを頼む以外には方法はなかつ

た・というのは、今も言う通り、私が今日まで一つの折衝でもやつておれば、こういう手を打てば何とかなるのじゃないかとかなんとかという面もありますけれども、私は、新聞で見るの

りますけれども

と、いろいろな説を聞いているだけでありますから、いい打開策が頭に浮んでこなかったのが実情であります。しかしきのういろいろ、知事にも会い、教育長にも会い、都議会の議長あたりにも会い、さらにまた東京都内には私の

懇意な人もたくさんありますから、いろいろ話してみるうちに、これは何とかその内容についての話し合いができるのじゃないかというふうな気持ちもいたしておりますので、今後もやはり絶えず努力を払ってみたいというふうな

考えております。

○野原委員 私は文部大臣が善処されることは、やはり東京都の教育委員会だけでなしに、片一方の組合側に対しても話し合いの必要をお説きにならなければならぬと思うのであります。

折衝するような余裕もなかったわけで

そうした交渉をするということが適當

かどうかということも実は考えられる。少し時間の余裕でもありますれば、それは私も考えたり、いろいろな組合の中にも懇意な人もありますから、そういう面とも折衝してやれますけれ

そういう菌と

ども、きのう、夕べのことでは、そういう余裕はなかったのであります。

○**野原委員** 私は率直に申しまして、このような実力行使に訴えるということとは、これは大臣だけに、私どももきわめて遺憾なことだと考えておる

のであります。そこで実は私も何回もこの委員会でも申し上げておりますように、勤務評定に関しては、勤務評定を実施しようとする教育委員会と、これを実施される側のその職員の団体である組合とが十分に話し合いをす

る、このことがきわめて大事なことで
はないか。これは勤務評定の本質から
見ても、当然話し合いをしなければな
らないものであるばかりでなく、勤務評
定に対しては相当いろいろな批判が出
ております。反対意見も高まっております。

て、ずいぶん私は焦慮もし、尽してみ

をやった、十二回やったらけれども、何

としても一致しない、こういう中에서도これ以上話し合いをやるうとしても、これはむだなことだと私は考えておるというような意見でした。だがしかし、知事とも話し合い、さらに都労

かし、知事と

連の人々とも知事が会うようになってからと、こういう話であつたから、私は知事ともいろいろ話し合ひをし、都議会議長の上条君の話では、これはもうこの七日の日、すなわち入学式のときに突入する、こういうことに

なりはせぬかと思つたものだから、非常に心配して、それではいかにぬからと
いうので、そういうことのないように
といつてわれわれは申し込んで、それ
で両者の間に一つもう一べん話し合い
をしたらどうだろうということを話し

て、そうしてそれ以来ずっと今日まで話し合いの回を重ねてきたんだ、どうしても話し合いができないからもうこれ以上上われわれは尽す手はない、こういう議長の話であった。それで実はきのうのところでは取りつく島がなかつ

たというのが実情なんです。

○野原委員 そういふ点の認識について、いささか私は大臣と違ふのであります。大臣も話し合いの必要をお認めになっておられますし、私もこういう問題は話し合いをしなければならぬと実は考えておることは先ほど申し上げた通りでございますが、十二回話し合いを持たれたことは事実です。これは私どもの調査によつてもそのようになつております。ところがその十二回の話し合いというものは、教育委員会の側、特に教育長の本島氏が、都の教育委員会の原案というものに固執をされて、それを一方的に押しつけようという態度で出てきておられるから、何回持つてもその話し合いが前進しないわけです。私は話し合いというものは、いかに良識のある教育委員会が存じませんけれども、やはり東京都の教職員の組合は、これはたしか三万ないし四万の先生方を擁しておると思ひます。そういうところで民主的にしほり上げてきた意見というものに対しては、やはり教育委員会側も謙虚に耳をかきなければならぬのではないかと、それを全然かしてないのです。そういう点についての御認識が、いささか文部大臣には足りないと思ひます。これは率直にいつてあなたにはその御認識がない。だから私は一番最初に本島教育長と会つて、十二回話し合つた、私どもが何と言つても組合側が聞かないのです、そういう本島教育長の意見をお聞きになると同時に、片一方教員組合側の代表をお呼びになつて、一体どういふことなのか、君らの意見はどうなんだというのを私はたゞしいていただきました。それがなければ、

ば、せつかく文部大臣が何とか善処したいと思つても、これはからさわぎに終るのです。災を結ばない。それがなかつたことを私はきわめて残念に思つておるのではありません。

そこで私の調査したところを申し上げますと、東京都の教育委員会の勤務評定の評定要素の第一、学級経営というのがあります。その学級経営の一番最初に、学級経営は学校経営の基本に即しているか、こういう立場で校長がその教職員の学級経営についての勤務評定をしていくわけです。そこで今度の評定をされる教職員の諸君は、一休これはどういふことなんでしょうかということをお尋ねしてみても、的確な答弁が得られていないようです。私はこれは話し合いの意味はないと思ふ。なおまたその教育愛という項目、その教育愛の第三項に、教育に対する正しい信念を持つてゐるか、この教員が教育に対して正しい信念を持つておるかどうかというところで、校長が第一次評定をして、教育委員会が第二次評定をするというところになっておる。教育に對して正しい信念があるかどうかという評定は、教員にとつては最も重大なことなんです。正しい信念がないと烙印を押された教員は、全くその教員としては立って行くことができない、きわめて重要な内容でございますから、これについて次のような問答をやつております。教員組合側がこういう質問をしてゐるのです。たとえばある校長が紀元節賛美論者ですね。紀元節はい、紀元節というものはけつこうなことである。これは高知縣に現にいますわい。そういう校長はこのごろたくさんふえてきつてあります。そういう

校長の下にいる教員が紀元節に反対なんです、ね、紀元節というものは国家主義的な教育の復活になる、これは旧体制の復活になる、新しい憲法のもとで、新しい教育の精神から言うならば、そういう考え方はとるべきでない。一体どうなつた場合に、校長は紀元節復活の賛美論者、教員は紀元節復活は絶対反対だ、こうなつてくると、その評定を校長が主観でいたしますというところになりますと、この紀元節復活反対の教員は復活賛美の校長から教育に対する信念はゼロだ、こういう判断をされるおそれがあるが、本島先生、あなたはどうか考えますか、こういう質問をしてゐるけれども、何にもないのです。ただ十二回顔を合せて、おれの案をのめ、君らはその勤務評定には絶対反対だ、こういうような高飛車の態度で出てきておられます。だから回数においては十二回であるけれども、実質的な話し合いはなされてない。話し合いというものは、中味に入つて、相手側の意見も謙虚に聞いて、たとえば松永文部大臣のように——私はあなたに非常に尊敬しております。これは失礼な言ひ方かもしれませんが、きわめて尊敬しております。他人の言に謙虚に文部大臣は耳をかされてゐる。そういうようなお態度で私は話し合いをしなければならぬと思ふ。特に勤務評定が教員の人事管理に役立つ、教員の勤務成績の烙印を押されるというところになれば、そういう突っ込んだ実質的な話し合いというものがされなければ、勤務評定の話し合いは意味がないと私は考えるのです。このことを文部大臣はどのようにお考えに

なりますか、承つておきたい。

○松永國務大臣 勤務評定の問題について、都の教育長が日教組の人々とどんなふうの意見の交換をしたか、その内容がどんなふうであつたかというところは、私は承知いたしません。またそれは私があえて承知する必要もないことだと思ひます。けだし教育委員会がすべてその御に當つて円満解決するという気持でおられる以上、私が何も立入つてそんなことをする必要はない。ただ問題は、あなたがさつきから組合員に対してはなぜ会つていろいろ話をせぬかという話ですが、組合員に會つて私が話をしたりなんかすると、東京都の教育委員会のお株を私が取つてしまふというやうな格好になります。それは表現の仕方が悪いかもしれぬけれども、文部大臣の私が飛び込んでいつて、組合の諸君といふ話をしてたりなんかすることに、これはプライベートの考え方ではそういうふうなこともやりたいやうな気がしますけれども、そういうことは私が公的にやるべきものではない。従つて、私の与えられた権限は指導、助言。その指導、助言をどこにするかという

側の教育委員会にだけお話するのではなしに、組合側も呼んで、その真相をお聞きになる必要があるのではないかと、このことを申し上げただけなんです。これは御了解いただけようかと思ふ。

それから話し合いについてですが、文部大臣も話し合いはお認めになつておられるのです。これはいかがですか。大事な点でございますから、勤務評定の実施は、実施される側の教職員組合の職員団体と、実施する側の教育委員会とが十分話し合いをして実施すべきである、このようにお考えになりませんか。大事な点ですから承つておきたい。

○松永國務大臣 もちろんそういうことが望ましいことであり、また繰り返して申し上げる通り、そういうことを十二回もやつてきたといふことを聞いております。

○野原委員 話し合いをしなければならぬといふ文部省が、話し合いする必要はないといふ指導をあなたの下僚がやつておるとすれば、事は重大だと思ふのであります。どうお考えになりますか。

○松永國務大臣 私はそんなことを私の下僚が言つたことは一つも聞いておりません。私は、話し合いをする必要はないといふことを私の下僚が言うはずはないと思ふ。それは、話し合いをして円満に解決せよといふことは私の氣持でありますから、その氣持をやはり教育長なり教育委員会なりに伝達し、指導したものだといふふうに私は考へております。

○野原委員 いや、あなたの氣持はわかりました。あなたはそういうお氣持

で臨んでいらつしやる、私はこれは正しい御態度だと思ふ。敬意を表します。しかし文部省の当面の局長あるいは課長、こういう者が教育委員会の会合に出席をして、勤務評定については話し合いをする必要はないんだ、こういう指導、助言をして。この事実があつたらどうするかというのを聞いておるのです。事実があつたらどうなさいますか。事實は断じてないし文部大臣は御信頼になりますか。

○松永国務大臣 そういふ事實は全然ないと確信いたしております。

○野原委員 委員長に重ねて要求いたしますが、当面の責任者である内藤初等中等教育局長をすみやかに出席方の御手配を願います。

そこで文部大臣にお尋ねいたしますが、文書で出しておるのです。私はかつて勤務評定をここで質問したときにも、その文書に簡単に言及したことがある。内藤初等中等教育局長から、都道府県の教育委員会あてに文書が出ておるのです。勤務評定については話し合う事項ではない、そのように心得てやれ、こういう文書が出ておるのです。それから、内藤局長が見えてから私は申し上げたいと思ひますが、内藤局長と木田課長は、各ブロックの教育委員会の主務課長の会議ないしは教育長の会議に出席をして、指導、助言をいたしております。その指導、助言は、私は出席しておりませんから、どういふ内容の指導、助言をしておるか、御本人が出席してからここで説明したいと思ひますが、これは重大な指導、助言をしている。文部大臣は話し合う必要がある、十分に話し合ふなければならぬと考へておるのかかわら

ず、話し合いに關しての実は指導、助言が、私もどしどしは納得のいかない点がたくさんあるのであります。この点は御本人がお見えになつてから私はお尋ねをしたいと思ふ。そこで文書の点は明らかなる事実でございますから、重ねて文部大臣の御所見を承わつておきたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 局長が出ておられませんが、ただいまの御質問の点、お答え申し上げます。通達の内容でございますが、私の記憶によりますと、ある県から、勤務評定に關する当局の定めというものは、地方公務員法に定める職員団体とそれから当局との交渉事項に法的に入るものかといふ点の御質問があつたのに対して、それは、文部省としては検討の結果、交渉事項ではないといふことを答へたといふことを承知しております。御質問の点はその点ではないかと思ひます。

○野原委員 私はこの前の文教委員会でもその点について質問をしたときに申し上げておりましたように、いやくも交渉事項でないかと断定をされて、非常にこれは疑義のあることなのです。私はこれは交渉事項であると思ふ。勤務評定は職員の勤務条件に關することなのです。当然交渉事項であるといふ見解を私は持つております。そういう通達を受ける側の教育委員会として、疑問があるから実はそのお伺いを出している。それに対する回答を出すのに、交渉事項でないかと断定をして出されることは——それはそのように考へて判断をされたのですから、当然でありましようが、それでいいとして、少くとも法的な根拠を文書で示したかどうか。実は第何条はこゝう解釈

する、第何条はこゝうなんだ、人事院規則はこゝうなんだといふ的確な法的根拠を示してその通達を出したかどうか。これはあなたに承わつておきたい。

○齋藤(正)政府委員 これは交渉事項であるといふ主張の方は、これが勤務条件に結果として關係するから、交渉の内容に入つてくるのだと言われる方がありますけれども、給与その他の勤務条件が交渉事項であるといふことは、勤務条件に結果として關係するものがすべて入つてくるものだ、と私たちはかように考へておりません。教育委員会の権限でありましよう。教育委員会の権限でありましよう。あるいは職員の個々の勤務の内容に影響を及ぼすものはあるわけでございますけれども、こゝういふものは決して交渉の内容に入つてこないものであります。でありますから、文部省といひましては、これは私、直接の担当ではございませぬけれども、關係の方々とも十分に連絡をし、検討した結果、勤務評定の規則の制定そのものは地方公務員法に定める団体との交渉事項ではないといふ結論を通過したものと考へております。

○野原委員 僕が聞いてゐることは、根拠を示して出したかといふことを尋ねてゐるのです。あなたが今言われたように、そうしたような見解を付加してこの通達を出しているのか聞いてゐるのです。いかがですか。

○齋藤(正)政府委員 先生、まことに申しわけないのでございませうけれども、実は私、直接その通達の責任者でございませぬ。ただいろいろ文書を見ておりますので、今その文書が全部どうなつてゐるかという記憶はござい

ませんけれども、要点は先ほど申し上げましたように、地方公務員法に定める交渉事項ではないといふ旨の通達であつたと記憶しております。

○野原委員 これは根拠を示して出してゐない。これは大臣にお尋ねする必要はないから、私は申し上げません。内藤局長がまだお見えになりませんから、私は大事な点は内藤局長がお見えになつてから尋ねたいと思ひます。が、大臣にお聞きしておきたいことの他の一点は、本日のこの東京の事態といふものは、全国的に波及するおそれがあります。私はこゝで断言しておきます。教員諸君は、このやうなむちやをやるならば、いかなる事態に突入してもやむを得ない。これは犠牲者が出るだらうといふことを覚悟してやつてゐる。実は昨日から、大臣が教育長なり教育委員会側を奔走したこと、私も何とかしてこのやうな事態に突入してはまずいといふことを至つてはいた。しかしながら事ここに至つてはいかんとでもできないといふことを実は私も考へて、本日はあきらめて文教委員会に出ておるわけなんです。だから文部大臣は、こゝういふ事態を今後どのようにに取捨するおつもりなのか。これは教育委員会と教員の間の問題であるからといつて、あなたは当然の責任者ですから、ほうつておくわけにはいかぬのです。これをどうお考へになりますか。

○松永国務大臣 御説の通り、最悪の事態にこれは突入してしまつたわけですが、これが全国的に拡大するおそれがあることは御指摘の通りです。そういうことをしたくないために一生懸命になつておる。従つてどういふ手を打

つかとおつしやいますけれども、それは相手のある仕事でありますし、各県各県でいろいろ事情も違つておりましようから、今こゝであなたに、こゝういふ手を打つ、こゝういふ手を打つとかいうことは、これは言つてみたところだめな話です。ですから当面文部大臣としては、一生懸命そうした事態に陥らぬやうに、今後努めていきたいといふふうに考へております。

○野原委員 内藤局長がお見えになりましたからお尋ねしますが、あなたは最近の都道府県の教育委員会なり教育長の会議に御出席になつて、勤務評定の実施についてどのような御指導をされておるか承わりたい。

○内藤政府委員 勤務評定につきましては、御承知の通り昨年の十月二十四日の全国教育委員会長會議で、四月の新学期を目標に全国やうやういふ申し合せがいたしてありますので、私もその申し合せの線に沿つて実施されるように要望して参りました。

○野原委員 私はもつと具体的に聞きたいことは、あなたも御承知のやうに、勤務評定に対しては教職員諸君が、実は他の職員団体の職員が反対しておるやうな比ではないに、事は教育の問題だといつて非常に反対の強烈なことは、あなたはよく御承知のほうなんです。もしあなたがそれを知つていないとすれば、それはよほどどうかしておるのです。これはだれが考へても知つていなければならぬことなんです。そういうことを知つておりながら、あなたは最近たとえば関東ブロックの教育長會議、あるいは東北、北海道の教育長會議、そういうものに御出席なさつておられます。何月何日、最

近こ一カ月ないし二カ月でよろしい、勤務評定を強硬に実施させるために、そういう強硬に実施させる指導、助言をするために——それはどうか私には知りません。これからお尋ねをして参りますが、何月何日という発言をされたか。あなたが最近教育長会議なり教育委員会の会合なりに、勤務評定に關して出席されたその会合、それを御答弁願いたい。

○内閣府委員 たしか四月になりまして、初めのころに関東ブロックの教育長協議会がございました。それに出席いたしました。その後ごく最近には東北ブロックの教育長及び教育委員長会議が東京でございましたので、その会議に出席をいたしました。

○野原委員 四月二日の関東ブロックの教育長会議、こえて四月十一日にはたしか日比谷における主務課長会議、それから四月十七日、十八日には伊豆の下田における会議、こういうことに発展をしております。そこでお尋ねをいたしますが、この関東ブロックの会議において、あなたはどのような発言をされましたか。私は出席しておりません。おりませんけれども、事は今日の東京都のこのような事態に關連があると思うから私は質問しておる。どういう御発言をされたか、どういう御指導をされたか、詳細にお述べいただきたい。

○内閣府委員 関東ブロックは、すでに関東ブロックの教育長協議会で二十日前後に実施を申し合わせたのであります。ですから私も申し合わせたしては、その関東ブロックの申し合せの線に沿って実施を願うようにお願いを申し上げた次第でございます。

○野原委員 四月二十日前後に実施を申し合せたということは、これはブロックとしてはブロックの自主性においてやられることなのです。ところが、あなたがお願いをするというのはどういうことなのですか。あなたは口を開けば、勤務評定というものは教育委員会がやるのだ、文部省が作つておつた試案も引つめたのだ、こう言われておりながら、今のあなたの御答弁を聞くと、お願いをする、四月二十日に実施をしてもいいとあなたはお願いをしたのかどうか。どういうことなんでしょうか。

○内閣府委員 私が申し上げましたのは、関東ブロックの教育長会議はすでに、たしか三月ごろかと記憶しておりますが、四月の二十日前後に勤務評定を実施するという関東ブロックの申し合せがあったと聞いております。私が参りましたときに、その申し合せの線に沿って実施されるように希望を申し上げたわけでございます。

○野原委員 その希望を申し上げる際に大事な点は、文部大臣にたたいまあなたが御見えになる前に私が確認したことは、事務勤務評定はきわめて重要なことであるから、これは十分な話し合いがなされなければならない、そういうことなのであります。文部大臣はそれをお認めになつていらっしゃる。ところがあなたは、四月二十日前後に閣下も実施するということをきめた際に、それをお願いしたということも、それはあなたとしては、評定を実施してもらいたい側の方であるからいいとしても、しかしあなたは文部省の初等中等教育局長でありますから、実施するに當つては組合側と十分に話し合い

をする必要がある、話し合いをしなればいけませんぞ、こういうような指導助言をかつてどこかの席でされたことがありませんか。一回でもありませんかね。承わつておきたい。

○内閣府委員 私どもは、組合が御承知の通り絶対反対という建前をとつては、法的にはこれは地方公務員法五十二條による給与、勤務時間その他の勤務条件には該当しないという回答はいたしました。私どもは積極的に教組と話し合うなという指導はいたしておりません。

○野原委員 文部大臣にお尋ねします。積極的に教組と話し合いをせよなどという指導をしていない、こういう断言を今された。これを大臣どう思いますか。

○内閣府委員 誤解があるのです。私は積極的に組合と交渉するなという指導はいたしておりません、こういう意味ですから……

○野原委員 それではあなたは、そういう大切な教育長の会合なり教育委員会の会合なりに御出席になつて、話し合うべきであるとお考えになつておるならば、そのことについて何らかの助言なり指導をされるはずであります。されておるかどうか、それを私は聞いておるのに御答弁がない。

○内閣府委員 私どもは、先ほど来申し上げるように、円満に話し合いのつくように期待しておるわけでございます。

います。東京都初め各県とも何回か交渉していらつしやるので、私どももできるだけ組合の御了解が得られれば得ていただきたいと申し上げておるわけです。東京都でもすでに十三回に及んで交渉をしていらつしたわけで、昨晩も夜を徹して何とかまとめたというので非常に御努力になりましたけれども、場合によつたら中身については今後の相談事項にしてもいいから、一つやるといふ線だけは協力してくれないかという交渉に対して、やるといふ線に絶対反対だということになりますと、中身の交渉事項にはどうしても入つてこれないという点で、御了解いただけなかった次第であります。

○野原委員 円満に話し合う必要があることをあなたが認めになるならば、私は何らかの通達を——あなたはよく通達を出されるでしょう。あなたの指導行政のあり方を見ると、ことごとく通達行政と言つてもいいくらいいやり方をしてる。その通達に一回も出ていないじゃないか。あなたにそういう氣持があれば、そういう通達の一つくらいは出されたいかかと思うが、出したことがありますか。

○内閣府委員 円満に話し合うようにという通達はいたしておりませんが、私ども、私どもの氣持は円満に御了解いただけるように教育長諸君が御努力願いたいと思つております。ただ御承知の通り日教組は十二月二十日に絶対反対だということで、非常事態を宣言しておりますので、私どもとしては説得いたしたしましても御理解をいただくことが困難ではなからうかと考えております。

○野原委員 絶対反対だと日教組が宣言しておればおるほど、これを強行したならばどういふ事態に入るかということ、良識のある指導的な立場にある局長ならば考えなければならぬ。あなたは絶対反対のことばかり強調される。しかし絶対反対と主張しておりましても、東京都の教職員組合は、内容について話し合うことには応ずると言つておる。そうしてその話し合いが十二回持たれたという。けれども、私は先ほど申し上げたのですが、学級経営や学校経営の基本方針を守つておるか、あるいは教員としての信念があるかどうかというような問題について話し合いをしてみたところ、本島教育長の考えは支離滅裂、何らつかみどころがないのです。だから話し合いが前進をしない。十二回話し合いに應じておるのですよ。教育委員会が話し合いをしようじゃないかといったが、片一方は話し合う必要がないといつて実力行使をやつたのならば非難もされましよう、非難もされましよう。しかしながらたとえは紀元節を賛美する校長があつて、紀元節反対の教員がある、こうした場合に、その反対の教員は、場合によつては高知原のある校長のごとき、ああいう人になりますと、この教員は教育者としての信念がないと烙印を押されないと限らないから、こういう点について東京都の教育長、教育委員会はどうか考えるかということに對して——私はこの会見の記録を読んでみましたが、全くなつていない。東京都の教育委員会は自分の試案を押しつけることにのみきゅうきゅうとしておるわけなんです。だから、そういう場合にあなた方としては、どうしても納得できないならば納得できない

いに話し合つて、そうして最悪の事態の生ぜぬようにしなければならぬというふうに私は考えて、今日まで努力もしてきた、さらにまたこれから先も私は努力するつもりであります。

も、しかしやはり精神としては話し合
いをしなければならぬ、これは先ほど
のあなたの御答弁を今も確言されたの
で、そのあなたの考えていらつしやる
精神が局長によって具体的に示されな
ければいけないと私は思うのです。法
的な見解はそれでいいでしょう。しか

しあなたがそう考えておられる精神と、いうものは、局長の具体的な指導行政の中にじんでこなければならぬと思います。それがたいです。大臣も御承知のように尾崎という先生が死の抵抗をなさっております。このことに

ついてはいろいろ批判があります。批判はありますけれども、私はこの人の人の日ごろの言動なりあるいは学校における勤務の状態なり、私はこの人の人の人柄というものを聞いた上で、この人の死の咎死というものを批判しなればならぬ

らぬと思います。特にこの人が木下教育委員長にあてたこの遺書というものは、まことにりっぱなものです。大臣はお読みになりましたか。事はこういうことになるであらうということはい

いやくと病に文學の推進を願つた
さどるものは予見しなければならぬと
思う。かういふ強行を東京都がやつた
ならば、四月一日の入學式のために寒
は全面授業の放棄ということをやつた
ておつたのです。このことはよし組合

がやるならばやれ、それで組合は自滅だと文部省で豪語したでしょう。これは内藤局長がだれか知らぬが言ってお

る。いよいよ組合は自滅の一途をたどりつつある、とにかく組合をつぶしたいのだ、こういうような考え方で指導行政をしておるから、今日の授業を休むという事態にも入ってきている。私はそうでないと思う。なるほど組合は今日文部省に抵抗しており、文部省のあまりに一方的な官僚的な行政に憤慨して抵抗してゐる。しかしながら文部省を敵とするものでも何でもないので、やはり学校の先生というものは教育を愛しているのです。あなた方は組合の幹部にふんまんがあるかしらぬけれども、(発言する者あり)幹部の言動というものは、これは教員全体の声を反映するために幹部は行動してゐる。坂田君などはここでヤジっておりまうけれども、これは教員組合の事態を遺憾ながら知らない。従つて私は、まだ文部大臣に同僚議員が質問があるようでございますから、最後にお聞きしておきますが、文部大臣として、文部省当局として、今回の事態に対してはどのような反省を持っておるか、責任をいささかも痛感しないとおっしゃるのかどうか、もし責任があるとすれば、どういふ点が自分たちが至らなかつたと今日反省をされるか、これを承つておきたい。文部大臣に承わるとともに、その指導の直接の担当者であります内藤局長の御見解もお聞きしておきたいと思つてあります。

○松永国務大臣 今、野原委員は当然こういう事態になるべきことを予見すべきであつたじゃないかという御意見ですが、私はそういう意見は持つていません。しかし勤務評定というようなもの、これはそう目に角立ててがちゃがちゃは巻ねじ上げてやるような問題ではない。要するにこれは多少面子の問題とか何とかいうのがあるのじゃないかくらいにすら考へておつたくらいです。でありますから、こうした最悪の事態にならうとは思つていなかった。しかしきのうあたりからいろいろうわさを聞きますと、これはとてもない最悪の事態に突入しそうだというところから、急にあわてて飛び回つたような次第であります。従つて今責任をどうするかと仰せになります。が、もちろん法的に責任があります。ならば、いさぎよく責任を負います。しかし今日のところは責任があるとは考へておりません。それはなぜであるかといふと、一休組合と折衝するのは私が折衝するのではない。御承知の通り都道府県の教育委員会が折衝し、そしてそれぞれの地域々々で主体となつて解決をはかるべき役目である。われわれの方では指導助言をするにすぎない。

〔野原委員、「その責任を聞いておるのです」と呼ぶ〕
指導助言は十分いたしておるつもりであります。

○内藤政府委員 こういう事態になりましたことは、私ははなはだ日本の教育界のために嘆かわしいことと思つております。この件につきまして、私も勤務評定をやるといふ建前で組合とお話することは、私喜んでお話ししたいと思つております。ところが教職員組合とも私お話ししたときに、私の方は絶対反対なんだ、こういうお考えでございますので、これでは私も話し合ひの余地がございませんので、今日に至つたわけでございますが、一つは今大臣がお述べになつたように、勤務評定というものの対する認識の問題が相当違つておるのではなからうか。私も勤務評定というものは人事管理上必要な参考資料でございます。これは今でも地教委なり校長さんなり、指導主事や頭の中に描いておるものであります。これをより客観的に、よりいいものにまとめ上げていこうという努力が今同僚つたわけでありまして、これについてまだこれをどう活用するか、またその結果おそろしく不当人事が行われたとか、そういうような事態なら私もとしては許せないことだと思ひます。まだ勤務評定というものがされてない点は遺憾に思つておりますけれども、組合が主張されるようなああいふ一方的なお考えもこれもお考へいただきたいと思つております。今後とも私も人事管理上どういふ勤務評定がいいのか、そうしてすてに法律でも定められておることでもありますので、これをどういふふうに活用するか、今後どういふふうにしていくかといふことは、まだ残された問題もあるかと思ひます。要するに職場の勤務能率を向上させるような方法に持つていかなければならないと思つております。いやしくも職場が沈滞し、あるいは萎縮するようになつては相ならないと思つております。ですからこの点について私も趣旨が徹底しなかつたというのは遺憾に思つております。

○野原委員 これをやめようと思ひましたが、実はやめることができなかった……。

○佐藤(観)委員長代理 時間がなくて……。

○野原委員 だからこれで私はやめまう。文部大臣がいささかの責任も痛感されないと大みえを切られることになる。と大へな問題です。これはほんとうに文部大臣は今日の事態というものを何ら責任を痛感してない。実はあなたの方で勤務評定を強行されて、勤務評定を持ち出したのはあなたの方です。文部省なんです。それから発展してこういう事態が起つておるのです。そういうことから考へても、なるほどあなたはお考への上では自分は責任はないと思つておつても、結果的にこういう事態になつてみれば、やはり反省しなければならぬ点が多々あるのではないかと思ふ。いささかも責任を痛感しないかどうか。なお内藤局長は勤務評定というものは人事管理だけだ、不当な人事が行われないようにするだけなんだ、それ以外の何ものでもないのだ。今私はそういう法律論を議論しようとは思ひません。あなたがそう言つても、実はそれ以上のものであるか、それ以下のものであるか、今度の勤務評定の内容を検討して、それがどういふことに使われるおそれができてくるか、あなたが言うような保障は何も法的にないんですよ。だからやはり心配なんです。あなたはさう思つておつても、勤務評定によつて生ずる影響といふものは、事は重大なんです。しかしこういう点については、私は、本日は実は議論しようとは考へておりませんが、文部大臣は、いささかも責任を痛感しないならば、いささかも責任を痛感しないと、断言を下ささい。

○松永国務大臣 これは法的に言へば、すでに法律が存在してゐる、その法律を施行するということは、当局としては当然でございます。当然ですが、やはり味もそつけないやり方はいかぬ、円満に解決するようにしなければいかぬといふので、私は努力しておるのです。ですからして、それは法的責任があれば甘んじて受けます。甘んじて受けますが、私がさつき申し上げるように、法律的に責任があるとは思へない。しかし、そういうふうな感じでおるから、何とか解決せぬければならぬ。文教の長として、解決せぬければならぬと思つて、実は夜も寝ずに飛び回つておつたような次第なんです。これから先も努力するつもりです。しかし責任は、そのときにも生じてくる、それが法律上責任を負わなければならぬならば、それは私は甘んじて受けます。

○佐藤(観)委員長代理 次に高津、櫻井両委員の質疑を許しますが、実は参議院の内閣委員会でも三十分大臣を貸してくれといふことでしたが、御了解を得て待つていたわけでありまして、そこで、だいたい時間も経過しておりますから、できるだけ簡単にお願いいたします。高津正道君。

○高津委員 文部大臣にお伺いします。かくばかり現場の教師が強く反対するといふ事実は、むしろ大臣もお認めであらうと思ひます。かかる状態に對して、たゞい政府が無理に押し切つて実施したところで、教育界は混乱するばかりでありまして、この混乱はわが国の教育そのものに大きいマイナスを來たす、こう思われるのであります。が、大臣のお考えはいかがでしようか。

○松永国務大臣 高津委員の仰せられたる、全部の教職員が強く反対しているとは思いません。中には、勤務評定は必要だという人もあります。しかしながら、混乱は何とかして避けなければならぬというふうに、私は痛感いたしております。

○高津委員 教育基本法第十條は、読んでみますと、教育は不当な支配に屈してはならないことになっている。しかるに、今回文部省の勤務評定の強引なやり方は、この法律に禁じてあるところの不当な支配に該当すると思われるが、文相の見解はいかがですか。

○松永国務大臣 決して不当な支配をやったとは考えておりません。

○高津委員 自民党の文教政策に一貫しておるのは、占領政策の行き過ぎは正という点にあるように思うのでありますが、こういう受け取り方を、開きでありませんか。

○松永国務大臣 仰せの通り、占領政策を是正せなければならぬということは、痛感いたしております。しかし、ことごとくが占領政策の是正であるとは考えません。占領政策のうちにはいいものもあります。すなわち民主主義をわれわれに植え込んでくれた、この功績はまだ認めなければなりません。しかしながら、私もそれはそうした問題とこれとは違うんじゃないかというふうに考えております。

○高津委員 戦前、戦中に教えておったところの教育というのは、真実を隠し、上からの命令は無批判に何でも従い、進んで生命を捨てることを教えるのが教育であつたわけです。教師は、時の政府から示された通りの内容と方法で教えていけば、無事であつた。ところが、敗戦のきびしい事実を前に、教師たちは、従来の教育の犯した罪のあまりにも大きかったことに気がついて、今度は真実を教えて、自主性に富み、命をとうとぶ人間に育て上げることを任務としておるのであります。私は、このような教育は、憲法の精神にかなひ、教育基本法の命ずるところによく合致しておると思ひます。そうして、これは教師の深い反省から来ておるのであるけれども、国民を代表する国会がまた全面的にこれを承認しておるのであります。この新しい教育を、一口に言えば、民主教育、平和教育といふこともできるであらうが、それが、それらの戦後の新教育といふのは、これを改める必要が生じて、そうして今日の勤務評定が出たのか、あるいはまた勤務評定と関係がないにしても、あなたは、この行き方では過不足があるというか、完全でない、このように考えておるのか、この二点をお伺いします。

○松永国務大臣 私どもはそこまで、あなたの仰せられるような深遠な理論に基いてやろうというのじゃありません。要するに法律で規定してあることを、法治国の文教の長としてどうしても実行せなければならぬというふうに考えております。

○高津委員 それでは、また方面を變えてお尋ねしますが、文部省はよく局長通達とか次官通達とかを幾つも出されるのであります。文部大臣は中談を發表し、もちろん各地を遊説なさいます。それらの当局の見解は、勤務評定者の考え方に大きい影響を与えると思ひます。そうだとすると、勤務評定

の實施に當つて、そこに教員に対する、あるいは教育に対する思想統制、あるいはまた中央による教育統制という事実が、當然に随伴するかどうか、必ず現れてくる、こう思うのであります。これが、これに対する御見解を承わりたい。

○松永国務大臣 これは中央で統制をするとか、あるいは中央集権とかいふような御觀察は、當つておりませんが、だつて、あなた、文部省としては、御承知の通り指示とか指導とかといふ権限は持つておるのです。その権限に基いて通達をくだすことは、これは當然のことじゃありませんか。ですから、これは決して中央集権とかなんだとかいふ問題とは全然違ふ。さらにはまた、私が車中談を發するとかなんとか言われるけれども、私はあまり旅行したことがないので、何でも一べんかしらん、そんなことがありましたけれども、そんなことは大した——教員諸君に影響をもたらずようなことは私は言わなかつたつもりであります。

○高津委員 あなたの意見の發表がラジオや新聞で伝えられ、局長や次官の意見が伝えられるたびに、勤務評定者に大きい影響を与えるだろう。それは思想統制になる、影響ありやいなやといふことを今私は尋ねておるの

で、統制しようとは思つておりません——それではない。影響があるかないか。あるというのが常識ですよ。ないというならば、ないという理由を……。

○松永国務大臣 私はその影響がないと思うのです。こんな通達で育つたり赤くなつたりするような人があつたとは思ひません。だが、しかし、か

りに影響があるといひましたしても、正理、正論に基く通達でありますから、決して悪影響をもたらずものではないと考えております。

○高津委員 学生や生徒、あるいは新しい卒業生の中に不心得者が出るのを、すべて教師の責任であるように考へて、ちつともみずから反省せず、政治をも反省しないのがどうも自民党の文教政策のように私には見えます。こういう不心得者がたくさん出るということと勤務評定とは関係があるので、ないのですか。

○松永国務大臣 私はこうした学童あたりの不良行為とかあるいは学生が誤った行為、行動に出るとかいうことが、ことごとく先生のあやまちに基因するとは考えておりません。やはりこれは仰せの通り社会の環境が悪いのと、さらにわれわれもまた反省しなればならぬといふことを痛感いたしております。しかしながら、さればといつてこの勤務評定とそうした不道德行為との間には関連性はないと私は考へております。

○佐藤(勉)委員長代理 櫻井奎夫君、津さんからいろいろ質問がありましたので、私は簡単に質問を申し上げておきます。大臣はきよこの事態に對してあまり大した責任を感じておられないといふふうにも見受けられるのですが、きよこの事態は、私は昨年愛媛県の問題が起きましたときに、この勤務評定の問題についてだいたひ大臣に突つ込んだ質問をしておる。この勤務評定の問題も文部省の指導いかんによつては非常な大きな問題に発展するおそれがある、従つて文部省としては

十分この点については慎重な態度をとられたといふことを、これは速記録を見れば明瞭に書いてある。大臣もそれについていろいろ慎重な態度をとる、文部省の試案といふことについて十分研究をして今やつておるんだ、こういう回答があつたのはすでに昨年の秋ごろですよ。それにもかかわらず、今日これは法的にどうかこうとか大臣はおっしゃつておりますが、本日この現実の事態といふものは何といつても否定できない。今までにないような大きな事態が東京に波及するし、これがまた関東方面に波及することとは明瞭です。こういうときに、そういうことは都道府県の教育委員会の責任だから自分は直接法的責任はないんだといふことで、日本の教育の上における混乱の現実に対して、文部大臣が一向責任を感じておられないというのははなはだ納得がいかないのです。その点はどうか。昨年度からこういうことは考えられたのです。私はそういうことを再三文部大臣に御忠告を申し上げておつた。が、今日になつて予見はできなかったんだ、ただお互ひに感情上の問題で引くに引かれずいひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

ういひ合つておるのじゃないか、こ

いと私は考えておるのです。なぜかという、議論をすれば相当長くなりまうし、私の方の理屈を言えば、あなたの方の理屈もあるでしょう。しかし、それにいたしまして、勤務評定は今日までやってきた問題です。そのやってきた問題の基準を作って、それを校長さんの方に流す、こういうだけの問題ですから、何も私は大した問題じゃないとばかり考えておった。実はこれでいやすトライキが起るとかなんとかいうことを聞いて、私はとんでもないことになったと驚いたわけなんです。責任をとらぬのかというお話ですが、法的責任はないといたしまして、私は文教の大臣として困ったことだということを痛感して、何とかして善処したいというふうな考えておるわけなんです。しかしいざいざこうした問題について責任を問われることがあれば、それは私は責任の所在について思考するべき点があるとすれば、私は甘受します。こういうことを私は先ほども申し上げたのであります。

○櫻井委員 大臣の考え方はわかりましたけれども、しかしこの勤務評定の問題が大したことじゃない、こういうことをおっしゃっておられるのが認識不足だ。これは昨年の愛媛の問題のときに、今日のこの深刻な事態の原因があったわけですから。あれを文部大臣はやはり一地方の問題であらうというふうな考へて、甘く見ておられたところに今日のこの問題がある。この基準について大臣の考へと私どもの考へをここで述べ合ふと長くなりますので、今時間のないところでそういうむだな議論はやめましょう。今の起きておる事態、さらにこれが終息するという方向

か、こういうお尋ねですが、それは誠意を持って努力する。これよりほかありません。相手のあることで、千変万化、いろいろな手を打たなければならぬこともあるでしょう。それをどうするか、こうするかと言ったって、こうするんだということも言えない。要するにできるだけ私は努力をしてみたいというふうに考えております。

○櫻井委員 できるだけ努力をなさるというのですが、この実施期間をどうしても四月からというところに混乱が起る。そういう努力の中に、これをもちと将来に延ばしていく、冷却期間を置くとか、あるいはもう少し両者で話し合つて円満な方途を見出していく、こういうような方法も考えておられるかどうか。

○松永国務大臣 それも一つ研究してみます。それは時に応じて、やはり政治の方法も違つてきましようし、とにかくいざいざ私にはそうした最悪の場合が起らぬように努力してみたいというふうに決心いたしております。

○櫻井委員 最悪の場合が起らないようにとおっしゃいますが、この最悪の場合がもう起っている。東京ではもう起きているのです。これがさらに大きくなる可能性もある。早急に大臣は、これは都道府県の教育委員会の責任であるとか、そういう見解に立たれないで、これは日本の教育行政の一大問題点です。こういうものに責任を持つて解決に當る、こういう御答弁を願いたい。

○松永国務大臣 あなたのおっしゃる通り答弁しろといつても、そうはいきません。ですからできるだけわしは

やりますから、私の誠意は、見ておいて下さればわかると思う。

○佐藤(観)委員長代理 それではこの際暫時休憩し、理事会を開きます。

午後二時二十一時休憩

午後四時十四分開議
○山下委員長 これより会議を再開いたします。

先ほどに引き続き著作権法の一部を改正する法律案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案を一括して審査を進めます。

○山下委員長 別に御質疑がなければ、両案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

それではまずへき地教育振興法の一部を改正する法律案について討論に入らうわけでございますが、別に討論の通告がございませぬので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。

(拍手) 本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 御異議なしと認め、さ

よう取り計らいます。

次に、著作権法の一部を改正する法律案について討論に入るわけでございますが、別に討論の通告がありませんので、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。なお本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

今日は、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参照〕

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一六号)に関する報告書

著作権法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕